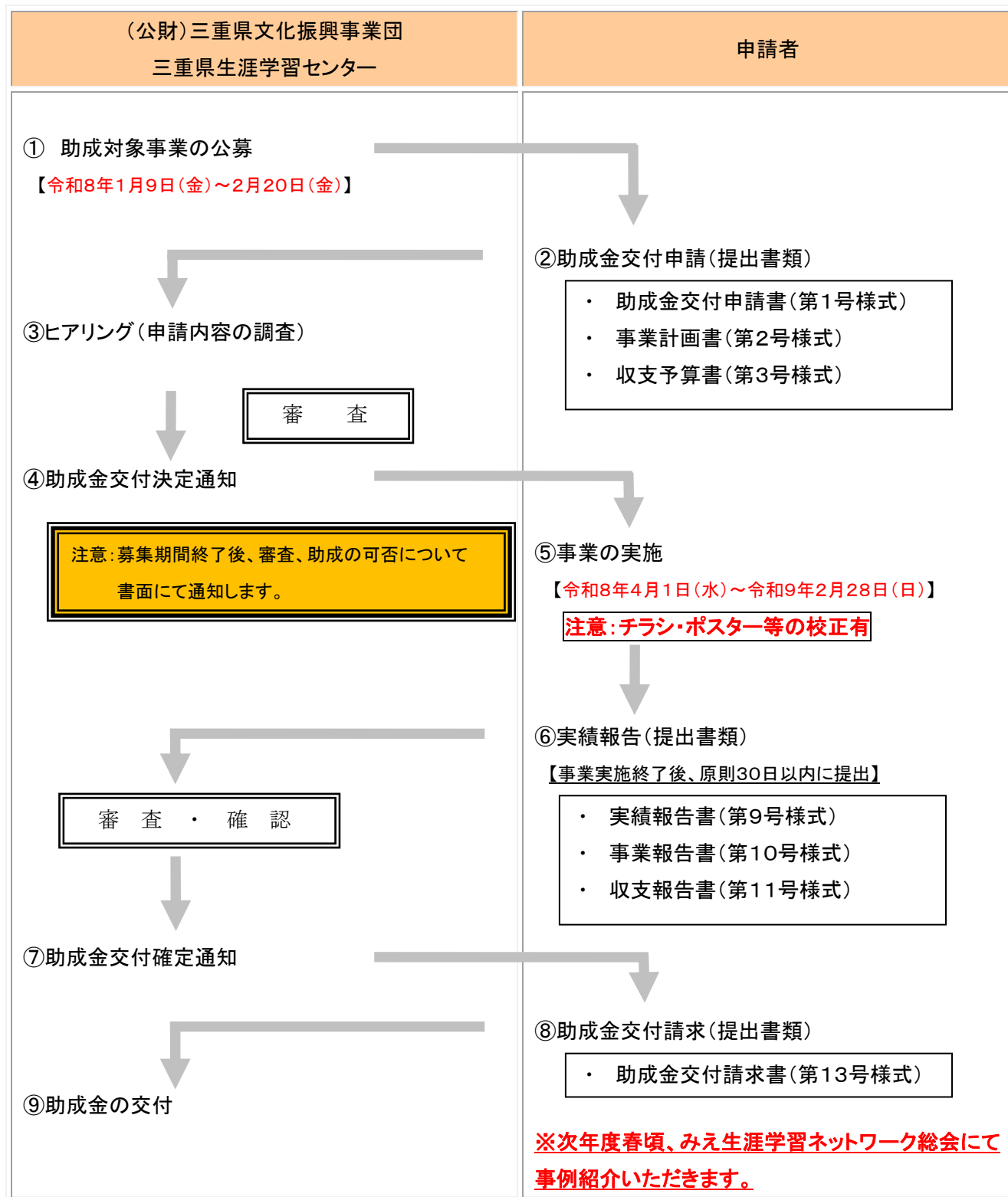


令和8年度 「学びあい・つながりあう」生涯学習社会づくり支援事業
助成金交付に係る事務手続きの流れ



(注意事項)

- 1 助成金の交付は、助成対象活動の遂行上、真に必要であると認められる場合は、一部概算払い請求を行うことができます。※原則、概算払いは行いません。
- 2 助成対象活動の内容に重要な変更が生じた場合、または活動を中止(廃止)しようとする場合は、所定の手続きを行う必要があります。